

◎新潟県告示第2号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次のとおり舟戸川大堰頭首工管理規程、見透川大堰頭首工管理規程、夏井頭首工管理規程、鍬江沢川第一頭首工管理規程、鍬江沢川第二頭首工管理規程及び鍬江沢川第三頭首工管理規程を認可した。

平成30年1月5日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 管理規程を定めた者の所在及び名称
胎内市羽黒2586番地
胎内川沿岸土地改良区
- 2 認可年月日
平成29年12月19日
- 3 認可した管理規程の概要
 - (1) 舟戸川大堰頭首工管理規程
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水・放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態における措置に関する事項
 - 第5章 雑則
 - (2) 見透川大堰頭首工管理規程
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水・放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態における措置に関する事項
 - 第5章 雑則
 - (3) 夏井頭首工管理規程
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水・放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態における措置に関する事項
 - 第5章 雑則
 - (4) 鍬江沢川第一頭首工管理規程
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水・放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態における措置に関する事項
 - 第5章 雑則
 - (5) 鍬江沢川第二頭首工管理規程
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水・放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態における措置に関する事項
 - 第5章 雑則
 - (6) 鍬江沢川第三頭首工管理規程
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水・放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態における措置に関する事項
 - 第5章 雑則